

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画 変更概要

令和6年2月19日

農林水産物・食品輸出本部

対応済み（進展した）の主な項目（38項目）

前回改訂時（令和5年6月）から取組が進展し対応済みとなった項目

I 輸出先国・地域との協議への対応

香港・台湾・シンガポール

- ・既存の認定処理施設に併設していない牛肉処理施設からの輸出が可能に
（※シンガポール向け豚肉も同様）



加工処理施設の増加により、スライス牛肉の輸出拡大が期待

米国

- ・カリフォルニア州にて、特例のワイン免許で焼酎の販売が可能に

取扱店の拡大により焼酎の輸出拡大が期待



EU、ルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタイン

- ・原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃
一部の水産物やきのこと類等への放射性物質検査証明書・産地証明書の添付が不要となり、輸出手続の負担が軽減

ニュージーランド

- ・検疫条件が緩和され、新たなかんきつ類の輸出が可能に
既に輸出可能なうんしゅうみかんに加え、ポンカン、八朔、伊予柑、清見、不知火等の多様なかんきつの輸出が期待

台湾

- ・2024年1月1日付で有機酒類の同等性承認が発効。
日本で有機JAS認証を受けた有機酒類について、有機表示をつけて台湾へ輸出が可能に

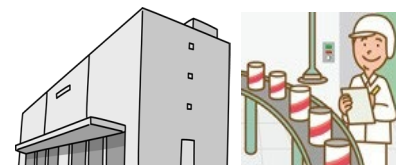
有機酒類の輸出に係る手間等が軽減され、輸出の増大等が期待

II 輸出を円滑化するための対応（施設認定等）

米国・EU・タイ等

- ・食肉処理施設の認定（牛肉：米国向け1施設、台湾向け2施設、豚肉：シンガポール向け1施設）
- ・水産食品加工施設の認定（16施設：米国向け15施設、EU向け1施設）

輸出可能な食肉処理施設や水産食品加工施設が増えることにより輸出拡大が期待



III 事業者・産地への支援に関する対応

- ・新たに10品目6団体※を品目団体として認定。（合計27品目15団体）

※味噌・醤油、ホタテ貝、ぶり、たい、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品、カレーウ及びカレー製品

- ・ヒューストンに米国内で3番目となる輸出支援プラットフォームの拠点を設置

追加した今後の課題項目（26項目）

I 輸出先国・地域との協議への対応

- ・ ALPS処理水の海洋放出に伴う日本産水産物の輸入停止に対する即時撤廃の働きかけ（中国・香港・マカオ・ロシア）
- ・ 牛肉の輸出解禁に向けた協議（ブルネイ）

II 輸出を円滑化するための対応

- ・ 牛肉処理施設、水産食品加工施設等の認定（14施設）（米国・EU・台湾等）

III 事業者・産地への支援に関する対応

- ・ 水産物の輸出先転換対策の推進・国内加工体制の強化
海外のホタテ加工施設等へのミッション派遣の実施（3月・メキシコ）、日本への海外バイヤーの招聘（2月25日-2月28日（長崎）、2月26日-3月1日青森・岩手）、飲食店フェアによる海外市場開拓等を実施
- ・ 海外の規制やニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出している産地を、「フラッグシップ輸出産地」として選定
2025年度までに50産地程度、選定・公表。2024年度前半に第1回の選定・公表を予定。
- ・ 輸出支援プラットフォームの立上げ（UAE・マレーシア）
- ・ 輸出拡大に向けた人材の育成・確保
教育機関と連携した輸出スキル深化等を目的としたリスキリング講座の実施による人材育成、内閣府のプロフェッショナル人材戦略拠点事業と連携した人材確保のための取組を実施